

財務及び内部統制調査の指摘事項 病院別一覧表  
(該当する指摘を受けた施設は「○」を付記)

【別紙1】

	3団体計 59	全社連 49	社会保険	札幌	四日市	社会保険	社会保険	社会保険	金沢	健康保険	宇都宮	健康保険	社会保険	総合病院	健康保険	東北	社会保険	社会保険	千葉	星ヶ丘	社会保険	岐阜	社会保険	社会保険	福井	奈良	埼玉	社会保険
			神戸 中央病院	社会保険 総合病院	社会保険 病院	群馬中央 総合病院	船橋 中央病院	大宮 総合病院	社会保険 病院	健康 南海 病院	社会保 険病 院	健康保 険中 央総 合病 院	社会保 険中 央総 合病 院	総合病 院中 央病 院	健康保 険中 央病 院	東北 厚生年 金病 院	社会保 険中 京病 院	社会保 険高 岡病 院	千葉 社会保 険病 院	星ヶ丘 厚生年 金病 院	社会保 険宮 崎江 南病 院	岐阜 社会保 険病 院	社会保 険京 都病 院	社会保 険栗 林病 院	福井 社会保 険病 院	奈良 社会保 険病 院	埼玉 社会保 険病 院	社会保 険横 浜中 央病 院
<b>I 原因が説明できない差額等についての指摘</b>	<b>32</b>	<b>31</b>	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—	◎	◎	◎	◎	—	◎	◎	◎	◎	◎	—	—	◎	◎	◎	—	—	◎
① 差額の原因調査を行う体制に関するもの	26	25	◎	—	◎	—	◎	◎	◎	—	◎	◎	◎	◎	—	◎	◎	◎	◎	◎	—	—	◎	—	◎	—	—	◎
・ 診療報酬の保険請求額と実際の入金額の差額について、差額の原因調査が行われていない。	26	25	○		○		○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○			○	○			○	
② 原因を説明できない差額及びその処理に関するもの	23	23	◎	◎	—	◎	—	◎	—	—	—	—	◎	◎	—	◎	—	◎	◎	◎	—	—	◎	◎	◎	—	—	◎
・ 保険請求に係る医業未収金の3月末残高について、会計課が把握し決算に記載されている残高とあるべき残高との間に原因を説明できない差額がある。	20	20	○			○		○						○		○		○	○				○	○	○			○
・ 平成23年度以前の決算において不明金について特別損失等の決算処理をせざるを得ない状況となったものの、不明金の発生原因の解明がされていない。	6	6		○				○					○	○						○								
・ 未収金について、病院では発生原因を解明した上で特別損失額を確定し、平成23年度決算で処理したということであるが、決算処理額の内訳となる証拠が残されていない。	1	1																										
<b>II 会計の体制・処理についての指摘</b>	<b>57</b>	<b>49</b>	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
① 会計処理の相互牽制体制が不十分であることの指摘	54	47	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
・ 窓口現金の締め処理に際して、収納された現金の残高と医事会計システムにおける残高の整合確認が行われていない。	20	20	○					○	○			○	○	○		○				○				○			○	○
・ 窓口現金等の締め処理や回収が1名で行われており、適切な現金管理のため、複数人が関与する体制等の構築が必要である。	28	23	○	○	○			○	○	○	○		○	○		○		○	○	○	○	○	○	○			○	○
・ 診療等に関する領収証、預かり証の連番管理がされておらず、現金管理が適切に実施されているか確認が困難な状況にある。	45	39	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○
・ 図書カード、商品券等の金券類について台帳管理がされていない。	12	11	○			○		○		○		○	○	○						○								
・ 医事会計システム等のID・パスワードが個人別に設定されていないなど、実質的なアクセス権管理がなされていない。	40	37	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○
② 問題がある会計処理についての指摘	17	17	◎	—	—	—	◎	◎	—	◎	◎	◎	—	◎	—	—	◎	—	◎	◎	—	—	◎	—	—	◎	—	◎
i 物品の取引に関するもの	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	◎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
・ 平成23年度決算において費用計上されている物品について、納品の確認がされていない。	1	1										○																
ii 簿外処理等に関するもの	16	16	◎	—	—	—	◎	◎	—	◎	◎	—	—	◎	—	—	◎	—	◎	◎	—	—	◎	—	—	◎	—	◎
1) 治験受託料収入等に関するもの	11	11	◎	—	—	—	◎	◎	—	◎	◎	—	—	◎	—	—	◎	—	◎	◎	—	—	◎	—	—	◎	—	◎
・ 治験受託料収入など病院に帰属すべき収入のうち、一部が簿外処理となり、その後の使途が適切に把握・管理されていない。	11	11	○				○	○		○	○			○			○		○	○			○				○	
2) 看護学生の実習受託料、貸付金に関するもの	10	10	—	—	—	—	◎	◎	—	◎	—	—	—	—	—	—	—	—	◎	◎	—	—	◎	—	—	◎	—	—
・ 看護学生の実習受入れに係る受託料収入は病院に帰属すべきものであるが、一部が簿外処理となり、その後の使途が適切に把握・管理されていない。	4	4					○			○									○									
・ 看護学生への貸付金(奨学金)について、貸付時に研究雑費として費用処理され、貸付金として資産計上されていない。また、個人ごとの貸付台帳を作成していない。	6	6						○												○						○		
iii 不適切な勘定科目での支出に関するもの	2	2	◎	—	—	—	—	◎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
・ 年末年始に勤務した職員に「年末年始祝儀」等を給与規程の院長特例に基づき支出している。こうした支出を給与ではなく、「雑費」等の勘定区分で支出していることは不適切な会計処理である。	2	2	○					○																				
・ 宿舎に入居できない医師に対し、住宅を借りる際の敷金を給与規程の院長特例に基づき支出している。こうした支出を給与ではなく、「雑費」の勘定区分で支出していることは不適切な会計処理である。	1	1	○																								○	
③ 会計ルールの理解誤りについての指摘	51	48	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
・ 期末の保留レセプト等について、発生主義による処理をすべきところを現金主義による対応としていた。	39	39	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
・ 減価償却費の計上誤り(耐用年数の決定誤り等)。	19	19	○	○	○	○			○			○		○					○		○	○	○	○			○	○
・ 固定資産や棚卸資産等について実査が行われていない。台帳と現物の間に不一致が見られる。	39	36	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○
該当項目数 (5項目: I ①, ②, II ①, ②, ③)			5	3	3	3	4	5	3	3	4	4	4	5	2	4	4	4	5	5	2	2	5	3	3	2	2	5
主な指摘該当数 (18指摘)			13	5	7	7	7	12	7	9	6	9	8	11	5	6	8	6	8	8	6	5	8	4	4	2	5	7
	3団体計 59	全社連 49	社会保険	札幌	四日市	社会保険	社会保険	社会保険	金沢	健康保険	宇都宮	健康保険	社会保険	総合病院	健康保険	東北	社会保険	社会保険	千葉	星ヶ丘	社会保険	岐阜	社会保険	社会保険	福井	奈良	埼玉	社会保険
			神戸 中央病院	社会保険 総合病院	社会保険 病院	群馬中央 総合病院	船橋 中央病院	大宮 総合病院	社会保険 病院	健康 南海 病院	社会保 険病 院	健康保 険中 央総 合病 院	社会保 険中 央総 合病 院	総合病 院中 央病 院	健康保 険中 央病 院	東北 厚生年 金病 院	社会保 険中 京病 院	社会保 険高 岡病 院	千葉 社会保 険病 院	星ヶ丘 厚生年 金病 院	社会保 険宮 崎江 南病 院	岐阜 社会保 険病 院	社会保 険京 都病 院	社会保 険栗 林病 院	福井 社会保 険病 院	奈良 社会保 険病 院	埼玉 社会保 険病 院	社会保 険横 浜中 央病 院
調査結果を受けた決算修正が必要な病院	45	45	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

財務及び内部統制調査の指摘事項 病院別一覧表  
(該当する指摘を受けた施設は「○」を付記)

	全社連																						
	社会保険 下関 厚生病院	社会保険 山梨 病院	社会保険 蒲田 総合病院	厚生年金 高知 リハビリ テーション 病院	社会保険 桜ヶ丘 総合病院	社会保険 浦之崎 病院	社会保険 高浜 病院	社会保険 諏訪 病院	社会保険 滋賀 病院	宇和島 社会保険 病院	佐賀 社会保険 病院	健康保険 直方 中央病院	社会保険 相模野 病院	北海道 社会保険 病院	秋田 社会保険 病院	社会保険 二本松 病院	健康保険 諫早 総合病院	社会保険 久留米 第一病院	健康保険 人吉 総合病院	仙台 社会保険 病院	宮城 社会保険 病院	三島 社会保険 病院	城東 社会保険 病院
<b>I 原因が説明できない差額等についての指摘</b>	—	—	◎	—	—	—	—	◎	—	—	—	◎	◎	◎	—	—	◎	◎	◎	—	◎	◎	◎
<b>① 差額の原因調査を行う体制に関するもの</b>	—	—	◎	—	—	—	—	◎	—	—	—	◎	◎	◎	—	—	◎	◎	◎	—	—	—	—
・診療報酬の保険請求額と実際の入金額の差額について、差額の原因調査が行われていない。			○					○				○	○	○			○	○	○				
<b>② 原因を説明できない差額及びその処理に関するもの</b>	—	—	◎	—	—	—	—	◎	—	—	—	◎	—	◎	—	—	—	◎	◎	—	◎	◎	◎
・保険請求に係る医業未収金の3月末残高について、会計課が把握し決算に記載されている残高とあるべき残高との間に原因を説明できない差額がある。			○					○				○		○				○	○		○	○	○
・平成23年度以前の決算において不明金について特別損失等の決算処理をせざるを得ない状況となったものの、不明金の発生原因の解明がされていない。																			○				
・未収金について、病院では発生原因を解明した上で特別損失額を確定し、平成23年度決算で処理したということであるが、決算処理額の内訳となる証拠が残されていない。																			○				
<b>II 会計の体制・処理についての指摘</b>	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
<b>① 会計処理の相互牽制体制が不十分であることの指摘</b>	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
・窓口現金の締め処理に際して、収納された現金の残高と医事会計システムにおける残高の整合確認が行われていない。		○				○		○		○	○	○				○		○					○
・窓口現金等の締め処理や回収が1名で行われており、適切な現金管理のため、複数人が関与する体制等の構築が必要である。	○	○	○			○						○			○					○		○	○
・診療等に関する領収証、預かり証の連番管理がされておらず、現金管理が適切に実施されているか確認が困難な状況にある。	○	○		○			○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
・図書カード、商品券等の金券類について台帳管理がされていない。									○			○			○								
・医事会計システム等のID・パスワードが個人別に設定されていないなど、実質的なアクセス権管理がなされていない。		○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○			○	○
<b>② 問題がある会計処理についての指摘</b>	—	—	—	—	◎	—	—	◎	—	—	—	—	—	—	◎	—	—	—	—	—	◎	—	—
<b>i 物品の取引に関するもの</b>	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
・平成23年度決算において費用計上されている物品について、納品の確認がされていない。																							
<b>ii 簿外処理等に関するもの</b>	—	—	—	—	◎	—	—	◎	—	—	—	—	—	—	◎	—	—	—	—	—	◎	—	—
<b>1) 治験受託料収入等に関するもの</b>	—	—	—	—	◎	—	—	◎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
・治験受託料収入など病院に帰属すべき収入のうち、一部が簿外処理となり、その後の使途が適切に把握・管理されていない。					○			○															
<b>2) 看護学生の実習受託料、貸付金に関するもの</b>	—	—	—	—	◎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	◎	—	—	—	—	—	◎	—	—
・看護学生の実習受入れに係る受託料収入は病院に帰属すべきものであるが、一部が簿外処理となり、その後の使途が適切に把握・管理されていない。																					○		
・看護学生への貸付金(奨学金)について、貸付時に研究雑費として費用処理され、貸付金として資産計上されていない。また、個人ごとの貸付台帳を作成していない。					○									○									
<b>iii 不適切な勘定科目での支出に関するもの</b>	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
・年末年始に勤務した職員に「年末年始祝儀」等を給与規程の院長特例に基づき支出している。こうした支出を給与ではなく、「雑費」等の勘定区分で支出していることは不適切な会計処理である。																							
・宿舎に入居できない医師に対し、住宅を借りる際の敷金を給与規程の院長特例に基づき支出している。こうした支出を給与ではなく、「雑費」の勘定区分で支出していることは不適切な会計処理である。																							
<b>③ 会計ルールの理解誤りについての指摘</b>	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—	◎	◎
・期末の保留レセプト等について、発生主義による処理をすべきところを現金主義による対応としていた。	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
・減価償却費の計上誤り(耐用年数の決定誤り等)。	○	○						○	○			○										○	
・固定資産や棚卸資産等について実査が行われていない。台帳と現物の間に不一致が見られる。	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○			○	○	○				○
該当項目数 (5項目: I ①、②, II ①、②、③)	2	2	4	2	3	2	2	5	2	2	2	4	3	4	3	2	3	4	4	1	4	3	3
主な指摘該当数 (18指摘)	5	7	5	3	4	4	3	8	5	4	3	8	6	5	6	4	5	6	9	2	4	6	6
	全社連																						
	社会保険 下関 厚生病院	社会保険 山梨 病院	社会保険 蒲田 総合病院	厚生年金 高知 リハビリ テーション 病院	社会保険 桜ヶ丘 総合病院	社会保険 浦之崎 病院	社会保険 高浜 病院	社会保険 諏訪 病院	社会保険 滋賀 病院	宇和島 社会保険 病院	佐賀 社会保険 病院	健康保険 直方 中央病院	社会保険 相模野 病院	北海道 社会保険 病院	秋田 社会保険 病院	社会保険 二本松 病院	健康保険 諫早 総合病院	社会保険 久留米 第一病院	健康保険 人吉 総合病院	仙台 社会保険 病院	宮城 社会保険 病院	三島 社会保険 病院	城東 社会保険 病院
調査結果を受けた決算修正が必要な病院	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	—	—	○	○	○	○	○	○

財務及び内部統制調査の指摘事項 病院別一覧表  
(該当する指摘を受けた施設は「○」を付記)

【別紙1】

	厚生団								船保会			
	7	玉造 厚生年金 病院	東京 厚生年金 病院	大阪 厚生年金 病院	登別 厚生年金 病院	九州 厚生年金 病院	湯布院 厚生年金 病院	湯河原 厚生年金 病院	3	横浜 船員保険 病院	大阪 船員保険 病院	せんぼ 東京高輪 病院
<b>I 原因が説明できない差額等についての指摘</b>	<b>0</b>	-	-	-	-	-	-	-	<b>1</b>	◎	-	-
① 差額の原因調査を行う体制に関するもの	0	-	-	-	-	-	-	-	1	◎	-	-
・ 診療報酬の保険請求額と実際の入金額の差額について、差額の原因調査が行われていない。	0								1	○		
② 原因を説明できない差額及びその処理に関するもの	0	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-
・ 保険請求に係る医業未収金の3月末残高について、会計課が把握し決算に記載されている残高とあるべき残高との間に原因を説明できない差額がある。	0								0			
・ 平成23年度以前の決算において不明金について特別損失等の決算処理をせざるを得ない状況となったものの、不明金の発生原因の解明がされていない。	0								0			
・ 未収金について、病院では発生原因を解明した上で特別損失額を確定し、平成23年度決算で処理したということであるが、決算処理額の内訳となる証拠が残されていない。	0								0			
<b>II 会計の体制・処理についての指摘</b>	<b>5</b>	◎	-	-	◎	◎	◎	◎	<b>3</b>	◎	◎	◎
① 会計処理の相互牽制体制が不十分であることの指摘	4	◎	-	-	-	◎	◎	◎	3	◎	◎	◎
・ 窓口現金の締め処理に際して、収納された現金の残高と医事会計システムにおける残高の整合確認が行われていない。	0								0			
・ 窓口現金等の締め処理や回収が1名で行われており、適切な現金管理のため、複数人が関与する体制等の構築が必要である。	3	○						○	○			
・ 診療等に関する領収証、預かり証の連番管理がされておらず、現金管理が適切に実施されているか確認が困難な状況にある。	3					○	○	○	3	○	○	○
・ 図書カード、商品券等の金券類について台帳管理がされていない。	1	○							0			
・ 医事会計システム等のID・パスワードが個人別に設定されていないなど、実質的なアクセス権管理がなされていない。	2					○	○		1			○
② 問題がある会計処理についての指摘	0	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-
i 物品の取引に関するもの	0	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-
・ 平成23年度決算において費用計上されている物品について、納品の確認がされていない。	0								0			
ii 簿外処理等に関するもの	0	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-
1) 治験受託料収入等に関するもの	0	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-
・ 治験受託料収入など病院に帰属すべき収入のうち、一部が簿外処理となっており、その後の使途が適切に把握・管理されていない。	0								0			
2) 看護学生の実習受託料、貸付金に関するもの	0	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-
・ 看護学生の実習受入れに係る受託料収入は病院に帰属すべきものであるが、一部が簿外処理となっており、その後の使途が適切に把握・管理されていない。	0								0			
・ 看護学生への貸付金(奨学金)について、貸付時に研究雑費として費用処理され、貸付金として資産計上されていない。また、個人ごとの貸付台帳を作成していない。	0								0			
iii 不適切な勘定科目での支出に関するもの	0	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-
・ 年末年始に勤務した職員に「年末年始祝儀」等を給与規程の院長特例に基づき支出している。こうした支出を給与ではなく、「雑費」等の勘定区分で支出していることは不適切な会計処理である。	0								0			
・ 宿舎に入居できない医師に対し、住宅を借りる際の敷金を給与規程の院長特例に基づき支出している。こうした支出を給与ではなく、「雑費」の勘定区分で支出していることは不適切な会計処理である。	0								0			
③ 会計ルールの理解誤りについての指摘	3	◎	-	-	◎	-	◎	-	0	-	-	-
・ 期末の保留レセプト等について、発生主義による処理をすべきところを現金主義による対応としていた。	0								0			
・ 減価償却費の計上誤り(耐用年数の決定誤り等)。	0								0			
・ 固定資産や棚卸資産等について実査が行われていない。台帳と現物の間に不一致が見られる。	3	○			○		○		0			
該当項目数 (5項目: I ①、②, II ①、②、③)		2	0	0	1	1	2	1		2	1	1
主な指摘該当数 (18指摘)		3	0	0	1	2	4	2		3	2	2
	厚生団								船保会			
	7	玉造 厚生年金 病院	東京 厚生年金 病院	大阪 厚生年金 病院	登別 厚生年金 病院	九州 厚生年金 病院	湯布院 厚生年金 病院	湯河原 厚生年金 病院	3	横浜 船員保険 病院	大阪 船員保険 病院	せんぼ 東京高輪 病院
調査結果を受けた決算修正が必要な病院	0	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-